

Ⅱ 東京都特定個人情報の保護に関する条例・規則・趣旨・運用等

第1章 総則

第1条 目的等

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の趣旨及び目的に鑑み、東京都における個人番号の利用に関して基本的事項を定めるとともに、特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「個人情報保護条例」という。）の特例を定めることを目的とする。

2 特定個人情報の保護については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

趣旨

- 1 第1項は、条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈指針となるものである。各条項の解釈及び運用は、常に本条に照らして行わなければならない。
- 2 「基本的事項」とは、都の実施機関が取り扱う個人番号及び特定個人情報について、収集、適正管理、利用及び提供の制限、特定個人情報保護評価の実施並びに開示・訂正・利用停止を請求する権利の保障など特定個人情報の保護措置に係る具体的個別施策のことである。
- 3 「東京都個人情報の保護に関する条例の特例を定める」とは、特定個人情報の保護については、個人情報保護条例を適用するのではなく、本条例を適用することを定めたものである。
都では、個人情報保護条例において、個人情報の取扱いに係る基本的事項を定めているが、番号法は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の特別法であることを明示するとともに、個人番号や特定個人情報の取扱いについて、一般の個人情報より厳格な保護措置を具体的に規定し、さらに特定個人情報保護評価という新しい仕組みを創設することにより、番号制度における国民の安心・安全を図っていることから、原則的に個人番号及び特定個人情報と一般的な個人情報の取扱いについて、区別することを明確にするために、個人情報保護条例の特例として本条例を新設したものである。
- 4 第2項は、特定個人情報の取扱いに関する事項については、原則、本条例で定める旨を明らかにしたものである。
- 5 「特別の定めがある場合」とは、本条例とは別に、個人番号及び特定個人情報の取扱いについての規定が東京都の条例で定められている場合をいい、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例」（平成27年東京都条例第111号。以下「利用条例」という。）のようなものが該当する。

運 用

- 1 都では、個人番号及び特定個人情報の取扱いについては、原則、本条例の適用を受けることになるが、本条例は個人情報保護条例の特例であるため、個人番号及び特定個人情報の取扱いについて本条例に特段規定が設けられていないものについては、個人情報保護条例の規定が適用される。
- 2 利用条例を始めとして、今後個人番号及び特定個人情報の保護について、他の条例で特段の規定を設ける場合においては、本条例の規定及びその趣旨を踏まえた上で規定を整備しなければならない。

第2条 定義

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、警視総監及び消防総監並びに都が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- 2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であつて、実施機関が保有するもの又は行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）以外の者が保有するものをいう。
- 3 この条例において「個人情報ファイル」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、これに含まれる個人情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- 4 この条例において「個人番号」とは、法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 5 この条例において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- 6 この条例において「個人番号カード」とは、次に掲げる事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項及び住民票コード（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第12条において同じ。）により記録されたカードであつて、法又は法に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「総務省令」という。）第19条で定める措置が講じられたものをいう。
- 一 氏名
 - 二 住所
 - 三 生年月日

- 四 性別
- 五 個人番号
- 六 個人番号カードの有効期間が満了する日
- 七 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏が記載されているときは、当該旧氏
- 八 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第30条の16第1項に規定する通称が記載されているときは、当該通称
- 7 この条例において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 8 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、個人番号とそれ以外の個人情報が同一の公文書（東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。
- 9 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- 10 この条例において「評価対象特定個人情報」とは、特定個人情報ファイルを構成する個人番号等を含む個々のデータをいう。
- 11 この条例において「個人番号利用事務」とは、実施機関その他の行政事務を処理する者が第5条第1項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- 12 この条例において「個人番号関係事務」とは、第5条第2項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- 13 この条例において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 14 この条例において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 15 この条例において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構（地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）第1条に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。以下「機構」という。）並びに法第19条第7号に規定する情報照会者（以下「情報照会者」という。）及び情報提供者（以下「情報提供者」という。）並びに同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者（以下「条例事務関係情報照会者」という。）及び条例事務関係情報提供者（以下「条例事務関係情報提供者」という。）をいう。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる同条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供を管理するた

めに、法第21条第1項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

趣 旨

- 1 第1項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）等により、独立して事務を管理し、執行する機関である知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、警視総監及び消防総監並びに都が設立した地方独立行政法人をもって、特定個人情報の保護を実施する都の機関（以下「実施機関」という。）としたものである。
- 2 番号法により個人番号の利用が認められているのは、税・社会保障・防災の三分野に限られているが、これらの分野に係る事務を実施していない機関であっても、職員の給与事務等において個人番号を取り扱うこととなるため、本条例の対象となる実施機関として定義したものである。
- 3 第2項は、本条例における個人情報を定義したものであり、その範囲等を定めたものである。番号法第2条第3項により、地方公共団体における個人情報の定義については、個人情報保護法の個人情報の定義が適用される。
 - (1) 「生存する個人に関する情報」とは、氏名、住所、年齢、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の生存する個人に関する情報をいう。

このうち、本項に定める要件を具備するものが、この条例でいう「個人情報」である。
 - (2) 「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他符号等をいう。映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。
 - (3) 「特定の個人を識別することができる」とは、氏名、住所、生年月日、その他の記述等により特定の個人であると明らかに識別することができ、又は識別される可能性がある場合をいう。
 - (4) 「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」とは、当該情報のみでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報との照合が容易にできる場合で、そのことにより特定の個人を識別することができることをいう。

「他の情報」には、当該実施機関が保有する情報のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど通常入手し得る情報が含まれるが、他の実施機関に特別な照合が必要な場合や、照合のために新たに特別なプログラムの作成、ソフトの購入が必要となるような場合は含まれない。
 - (5) 本条例における個人情報の定義には、「容易に照合することができ」という文言が含まれているため、個人情報の範囲が個人情報保護条例と異なることに留意する必要がある。
- 4 第3項は、個人情報ファイルを定義したものであり、その範囲等を定めたものである。番号法第2条第4項により、地方公共団体における個人情報ファイルの定義は、個人情報保護法の個人情報データベース等の定義が適用される。

「体系的に構成したもの」とは、利用目的、記録項目の内容が共通する個人情報がある一定の基準に基づいて配列されていることをいう。

- 5 第4項は、個人番号を定義したものである。番号法は、個人番号の定義について、第2条第5項において、「…住民票コード…を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう」と規定しており、本項はこの規定に基づくものである。
- 6 第5項は、本人を定義したものである。番号法は、本人の定義について、第2条第6項において、「個人番号によって識別される特定の個人をいう」と規定しており、本項はこの規定に基づくものである。
- 7 第6項は、個人番号カードを定義したものである。番号法は、個人番号カードの定義について、第2条第7項において、「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令に定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項…が電磁的方法…により記録されたカードであって、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう」と規定しており、本項はこの規定に基づくものである。
- 8 第7項は、特定個人情報を定義したものである。番号法は、特定個人情報の定義について、第2条第8項において、「個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む…。）をその内容に含む個人情報をいう」と規定しており、本項はこの規定に基づくものである。

「個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号」とは、特定の個人を一義的に表す符号等であって、個人番号と一対一で対応し、かつ個人番号を直接かつ可逆的に識別することができるものをいい、一つの実施機関内において事業別に保有する宛名番号のような特定の個人を表す複数の符号等（個人番号は除く。）が存在する場合においては、複数の符号等を一つに統合する符号等のみを指す。

- 9 第8項は、保有特定個人情報を定義したものであり、その範囲を定めたものである。
 - (1) 「実施機関の職員」とは、知事、行政委員会の委員、監査委員、公営企業管理者、警視總監、消防總監及び都が設立した地方独立行政法人の役員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員をいう。

なお、「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する一般職及び特別職の地方公務員、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する一般職及び特別職の国家公務員並びに地方独立行政法人の職員をいう。
 - (2) 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。職務には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む。

また、実施機関の職員自らが作成又は取得した場合のみならず、実施機関からの受託事務に従事している者が、実施機関の職員に代わって作成又は取得した場合も含む。
 - (3) 「実施機関が保有している」とは、法律上又は事実上あるものを自己の支配下に置いて

いる状態をいう。すなわち、当該特定個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて決定する権限を有していることをいう。当該特定個人情報を物理的に占有していなくとも、事実上支配している（当該特定個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて決定する権限を有している）状態を含む。

(4) 「個人番号とそれ以外の個人情報が同一の公文書に記録されているもの」とは、個人番号とそれ以外の個人情報が同一紙面上や同一サーバのレコード上に一体として記録されている場合をいう。

10 第9項は、特定個人情報ファイルを定義したものである。番号法は、特定個人情報の定義について、第2条第9項において、「個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう」と規定しており、本項はこの規定に基づくものである。

(1) 「個人番号をその内容に含む個人情報ファイル」とは、単に個人番号が含まれている情報の集合体ということだけではなく、個人番号にアクセスできる者が個人番号と紐付けてアクセスできる情報を意味する。よって、個人番号とそれ以外の個人に関するデータが異なるサーバに保管され、個々のサーバ上では特定個人情報とはならないような場合であっても、個人番号が保管されているサーバとその他のサーバがシステムの処理において連携している場合（個人番号にアクセスできる者が、それ以外の当該個人に関するデータにアクセスできる場合）には、これらは一体として特定個人情報ファイルに該当することになる。

(2) 特定個人情報保護評価は、この特定個人情報ファイルを取り扱う事務を対象として実施されることになる。

11 第10項は、評価対象特定個人情報を定義したものである。

(1) 「個人番号等」とは、個人番号及び個人番号と電子計算機の結合によって電子的に連結する番号、記号若しくはその他の符号をいう。

(2) 「個人番号等を含む個々のデータ」とは、特定の個人に関して個人番号で結び付けられる一連のデータをいう。

12 第11項は、個人番号利用事務を定義したものである。番号法は、個人番号利用事務の定義について、第2条第10項において、「行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう」と規定しており、本項はこの規定に基づくものである。

13 第12項は、個人番号関係事務を定義したものである。番号法は、個人番号関係事務の定義について、第2条第11項において、「第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう」と規定しており、本項はこの規定に基づくものである。

14 第13項は、個人番号利用事務実施者を定義したものである。番号法は、個人番号利用事務実施者の定義について、第2条第12項において、「個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう」と規定しており、本項はこの規定に基づくものである。

15 第14項は、個人番号関係事務実施者を定義したものである。番号法は、個人番号関係事務実施者の定義について、第2条第13項において、「個人番号関係事務を処理する者及び

個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう」と規定しており、本項はこの規定に基づくものである。

16 第15項は、情報提供ネットワークシステムを定義したものである。番号法は、情報提供ネットワークシステムの定義について、第2条第14項において、「行政機関の長等…の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第21条第1項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう」と規定しており、本項はこの規定に基づくものである。

運用

特定個人情報の定義の細分化

(1) 保有特定個人情報

一般的に個人情報保護制度では、開示請求の対象となる保有個人情報は、同一の公文書上に記録されている一体的な個人情報であって、行政が恣意的に情報に手を加えることを防止し、ありのままの状態が開示すべきという制度上の要請に基づき、情報の加工・編集を行わないとする取扱いがなされてきているところである。

本条例では、特定個人情報の開示請求の対象は、個人番号とそれ以外の個人情報が現に同一の紙面やサーバ上に保管されているものに限るものとし、この開示請求の対象となる特定個人情報を「保有特定個人情報」として整理している。

(2) 評価対象特定個人情報

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に対して実施されることになるが、特定個人情報ファイルを構成する一つ一つのデータは、直接個人番号を含まない限りにおいて特定個人情報とはならないため、特定個人情報保護評価においては、特定個人情報そのものを特定個人情報ファイルの構成単位として捉えるのではなく、特定の個人に関して個人番号で結び付けられる一連のデータといった視点で特定個人情報ファイルの構成要素を捉える必要がある。

本条例においては、個人番号によって結び付けられた個人に関する一連のデータを一体として「評価対象特定個人情報」と定義し、この評価対象特定個人情報を特定個人情報ファイルの構成単位として捉え、これを基に特定個人情報保護評価の実施を行うものとしている。

第3条 実施機関の責務

第3条 実施機関は、法第3条の基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の利用に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、東京都の特性に応じた施策を実施するものとする。

趣 旨

- 1 本条は、特定個人情報の保護を実施するに当たって、実施機関の責務を定めたものである。
- 2 番号法は、第3条において基本理念を規定しており、実施機関は、特定個人情報の保護を実施するに当たって、この基本理念を常に念頭に置かなければならない。
- 3 実施機関は、個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国や他の地方公共団体と積極的に連携して、個人番号の利用に係る各種施策を実施していかなければならない。

第4条 事業者の努力

第4条 個人番号を利用する事業者は、法第3条の基本理念にのっとり、実施機関が個人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

趣旨

- 1 本条は、個人番号を利用する事業者に対する努力義務を定めるものである。
番号法は、第6条において、個人番号を利用する事業者の国及び地方公共団体の施策に対する協力の努力義務について規定しており、本条はこの規定に基づくものである。
- 2 番号法は、第3条において基本理念を規定しており、個人番号を利用する事業者は、この基本理念を常に念頭に置かなければならない。
- 3 個人番号を利用する事業者は、国や他の地方公共団体が実施する個人番号の利用に係る各種施策に協力するよう努めなければならない。

Ⅱ

第3条

第4条